
令和元年大和町議会 1 2 月 定例会 議会 議 録

令和元年 1 2 月 6 日 (金曜日)

応招議員 (16名)

1 番	千 坂 博 行 君	1 0 番	今 野 善 行 君
2 番	今 野 信 一 君	1 1 番	藤 卷 博 史 君
3 番	犬 飼 克 子 君	1 2 番	平 渡 高 志 君
4 番	馬 場 良 勝 君	1 3 番	欠 員
5 番	槻 田 雅 之 君	1 4 番	高 平 聡 雄 君
6 番	門 間 浩 宇 君	1 5 番	堀 籠 日出子 君
7 番	渡 辺 良 雄 君	1 6 番	大 須 賀 啓 君
8 番	千 坂 裕 春 君	1 7 番	中 川 久 男 君
9 番	欠 員	1 8 番	馬 場 久 雄 君

出席議員（16名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	14番	高平聡雄君
5番	槻田雅之君	15番	堀籠日出子君
6番	門間浩宇君	16番	大須賀啓君
7番	渡辺良雄君	17番	中川久男君
8番	千坂裕春君	18番	馬場久雄君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	健康支援課長	櫻 井 修 一 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	農林振興課長 兼農業委員会事務局長	遠 藤 秀 一 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	商工観光課長	文 屋 隆 義 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	都市建設課長	江 本 篤 夫 君
総 務 課 長	後 藤 良 春 君	上下水道課長	蜂 谷 俊 一 君
まちづくり 政 策 課 長	千 葉 正 義 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	三 浦 伸 博 君
財 政 課 長	千 坂 俊 範 君	教育総務課長	櫻 井 和 彦 君
税 務 課 長	千 葉 喜 一 君	生涯学習課長	瀬 戸 正 昭 君
町民生活課長	村 田 良 昭 君	総 務 課 危機対策室長	蜂 谷 祐 士 君
子育て支 援 課 長	小 野 政 則 君	税 務 課 徴収対策室長	遠 藤 眞起子 君
福 祉 課 長	吉 川 裕 幸 君	公 民 館 長	阿 部 昭 子 君

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 義 則	議 会 事 務 局 長 次	野 田 美 沙 子
議事庶務係長	本 木 祐 二		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午後1時28分 開 議

議 長 (馬場久雄君)

皆さん、こんにちは。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (馬場久雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、17番中川久男君及び1番千坂博行君を指名します。

日程第2「議案第94号 大和町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」

議 長 (馬場久雄君)

日程第2、議案第94号 大和町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第94号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3「議案第95号 大和町子育て支援住宅設置及び管理に関する条例」

議長（馬場久雄君）

日程第3、議案第95号 大和町子育て支援住宅設置及び管理に関する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第95号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4「議案第96号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備等に関する条例」

議長（馬場久雄君）

日程第4、議案第96号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備等に関する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。4番馬場良勝君。

4番（馬場良勝君）

それではお伺いをいたします。

今回の条例改正によって、区長さん、そして指導隊員、分館長さんと、主なところで、その方たちが条例から要は外されて私人ということで、特別職から外されてとい

うことなんです、これまでの取り扱いと違う部分は恐らく規則で定められると思うんですが、その規則は定まっているのか。そして区長さん方の、要はこれまでと何か違う部分が出てきたりとか、そういう部分があるのかどうかをお伺いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

総務課長後藤良春君。

総務課長 （後藤良春君）

それでは、馬場議員さんの質問にお答えいたします。

国の法的には私人扱いになりますけれども、町の条例は、一部は削除いたしますけれども、条例としては残すような形をとらせていただきたいと思います。ほかの自治体でも、条例そのものをなくしているところもあるんですけれども、大和町では、今までの区長さんとか、交通指導隊の皆様の今までの活躍に対しまして、条例として残さなきゃないんじゃないかということで残しております。

それで規則というのは、まだ法整備をして、その後に規則の整備をする考えでおりますけれども、今回説明させていただきました第4条から第6条までの、例えば委嘱期間とか、任務とか、あと報酬とか、いろいろこの辺、区長の広報紙の配付とか、あと指導隊員のほうにつきましては服の貸与とか、いろいろ削除させていただきましたから、その削除させていただいた分を全て規則で定めさせていただいて、そういう内容も区長さんとか、指導隊と分館長さんにも説明して、それならいいだろうということで納得を得ましたので、今回皆様に条例の改正をお願いするような形になりましたので、ご了承願いたいと思います。以上です。

議 長 （馬場久雄君）

4番馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

今回の改正で、国のほうからということなんですけれども、町長からの任命と委嘱とでは、やっぱり少しやるほうのモチベーションとか、責任感とか、その辺が少し違ってくる方も中にはいらっしゃるかもしれません。規則のほうで、しっかりと落ち度のないように決めていただきたいと思いますと思うところではありますが、何かあれば。

議 長 （馬場久雄君）

総務課長後藤良春君。

総務課長 （後藤良春君）

馬場議員のご質問にお答えしたいと思います。

確かに任命と委嘱ではちょっと違うということで、町のほうでもその辺を心配しまして、幾ら国のほうで定まったといっても、なかなか難しいところもあるんじゃないかということで、その辺で、この議会におかけする前に関係区長さん、交通指導隊員、皆説明しましたけれども、今までどおりの規則でやってもらえるんだったらいいよというような答えをいただきましたので、今回このような形にさせていただきました。

区長さんの中には、これで選挙とか、そういうのを堂々とやれるというので大変喜ばしい答えと同時に、もう一つ、逆に私人になるので、特別職を理由に断れないとか、いろいろそういうのもありましたけれども、おおむね納得していただいたのが事実でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

ほかに質疑はありませんか。7番渡辺良雄君。

7 番 （渡辺良雄君）

今、規則でということだったんですが、これから整備されるということですが、いつごろをめどに整備されるのか、それだけ確認をさせてください。

議 長 （馬場久雄君）

総務課長後藤良春君。

総務課長 （後藤良春君）

今、規則の原案はできておりますので、早急にさせていただきたいと思います。

これからの流れとしましては、決裁をもらってから法令審査委員会とかにかけまして、そこで了承を得れば、それで規則を定めまして、規則の内容は皆様にお知らせしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

議 長 （馬場久雄君）

ほかに質疑はございませんか。

挙手する者なし

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第96号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5「議案第97号 大和町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」

議長（馬場久雄君）

日程第5、議案第97号 大和町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第97号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第98号 大和町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」

議長（馬場久雄君）

日程第6、議案第98号 大和町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第98号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7「議案第99号 大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」

議長（馬場久雄君）

日程第7、議案第99号 大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第99号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8「議案第100号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例」

議長（馬場久雄君）

日程第8、議案第100号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第100号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9「議案第101号 大和町町民バス等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」

議長（馬場久雄君）

日程第9、議案第101号 大和町町民バス等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第101号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 「議案第102号 大和町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」

議長（馬場久雄君）

日程第10、議案第102号 大和町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第102号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 「議案第103号 大和町手数料徴収条例の一部を改正する条例」

議長（馬場久雄君）

日程第11、議案第103号 大和町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第103号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12「議案第104号 大和町農業用施設等災害復旧事業分担金徴収
条例の一部を改正する条例」

議長（馬場久雄君）

日程第12、議案第104号 大和町農業用施設等災害復旧事業分担金徴収条例の一部
を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第104号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13「議案第105号 令和元年度大和町一般会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第13、議案第105号 令和元年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。10番今野善行君。

10 番 (今野善行君)

事項別明細書の6ページなのですが、デマンドタクシー・町民バスの運行改善で、改善が図られるということでよかったなあとは思っているんですが、この中でちょっと私聞き落としたと思うんですけれども、デマンドタクシーの運行維持費について、ちょっとどういう中身だったか、もう一回説明をお願いしたいなあと思うんですけど。

議長 (馬場久雄君)

まちづくり政策課長千葉正義君。

まちづくり政策課長 (千葉正義君)

それでは、今野善行議員のご質問にお答えします。

デマンドタクシーの運行改善ということで、今回区域の拡大を予定しております。その際、車両購入に当たり補助をしようとするものでございます。

対象としましては、このデマンドタクシーの運行業務を契約者、事業者の方で、デマンドタクシーの業務に使用するジャンボ型のタクシーを購入する予定の事業者ということで対象としております。補助につきましては、消費税、諸経費等を除く車両購入費の2分の1、上限を200万としたものでございます。

以上でございます。お願いします。

議長 (馬場久雄君)

今野善行君。

10 番 (今野善行君)

デマンドタクシーなり、町民バスの町民の足については、改善が図られるということでよかったんですけれども、当初といいますか、始まったときには、そういう維持費の事業というか、補助金というのはなかったんじゃないかなあと思うんですが、今回出てきた理由をちょっとお伺いしたいなと思います。

議長 (馬場久雄君)

まちづくり政策課長千葉正義君。

まちづくり政策課長（千葉正義君）

それではご質問にお答えします。

当初、デマンドタクシーを導入した際、それぞれのタクシー事業者のほうに打診をしまして、その会社のほうで使用しているジャンボ型なりセダン型、そういうのをデマンドタクシーのほうに専門に使ってもらうような形になりました。その際、吉田、鶴巣、落合、そちらの3地区をカバーしていただく事業者のほうは、ジャンボタクシーを複数台所有しておりましたが、1台であればということで、吉田と落合地区についてはセダン型、鶴巣地区でジャンボ型というふうにスタートしたものでございました。

今回、吉岡地区、もみじヶ丘・杜の丘地区、こちらのほうもデマンドの運行の対象範囲とすることで、車両のほうがなかなか用意できないという場合もありますので、そういう部分を2分の1助成したいということで考えたものでございます。以上です。

議長（馬場久雄君）

今野善行君。

10番（今野善行君）

業者はいろいろだと思っておりますが、当初の考え方からすると、その辺がちょっと理解できなかったものですから質問させていただきましたけれども、その辺の今後改善を図る上で、またそういうのが出てきた場合には、そういう対応をすることになるのでしょうか。

議長（馬場久雄君）

まちづくり政策課長千葉正義君。

まちづくり政策課長（千葉正義君）

再度お答えします。

今回は1台を予定した補正予算でございますが、これから実際吉岡地区、もみじヶ丘・杜の丘地区、そちらのほうの運行も実際にスタートして、単独の車両が必要だということも考えられます。そういうことも想定して、今回に限らず、来年度以降も必要であると考えられれば、補助のほうを考えていきます。

議長 (馬場久雄君)

ほかに質疑ございませんか。4番馬場良勝君。

4番 (馬場良勝君)

3点ほどお伺いをいたします。

まず事項別明細書の10ページ、3款3項1目8節の報償費の中で、災害義援金配分委員会というたしかご説明だったと思うんですけど、何名でどういう方が入っていらっしゃるのかをお伺いしたいと思います。

それから16ページ、9款2項1目の中で、生徒がふえるということで机・椅子、及び9款3項の中学校費のほうでも机・椅子ということでございました。新しいものを増加するだけなのか、それとも例えば壊れた古いやつを入れかえて、それも含めて買ったりするのか、その辺をお答えいただければと思います。

それから17ページ、9款5項4目13節、15節の委託料、給食センターのエアコンということで非常にありがたいなあと思うんですけども、額がかなりの額に見えるんですが、そうなった理由をお答えいただければと思います。以上3点。

議長 (馬場久雄君)

福祉課長吉川裕幸君。

福祉課長 (吉川裕幸君)

それでは、馬場議員さんのご質問にお答えいたします。

災害義援金の配分委員会の構成メンバーについてですが、4団体想定しておりますが、社会福祉協議会、民生児童委員協議会、大和町区長会、大和町ボランティア友の会、こちらの代表の方4名を想定しております。2回ほど委員会を開催することとして今回の補正予算ということで計上させていただきました。なお、これにつきましては、4年前の9・11豪雨災害につきましても同様のメンバーでやっておったところでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長 (馬場久雄君)

教育総務課長櫻井和彦君。

教育総務課長 （櫻井和彦君）

それでは、お答えさせていただきます。

まず1点目でございますが、生徒・児童数に対応する椅子等の更新でございますけれども、今回予定しておりますのが、吉岡小、小野小、大和中ということで、吉岡小につきましては20名の増を見込んでおります。小野小が23名、大和中が12名ということでそれぞれ予定しておるところでございますが、購入するにつきましては、吉岡小はそのまま増加分を購入する予定でございます。小野小につきましては、更新等もあわせまして、若干加算しまして25セット、大和中につきましても、こちらは少し多いんですが、12名増ですけれども、25セット入れかえを予定しているところでございます。あわせて吉岡小につきましては、クラス増対応ということで、先生の教卓もあわせて購入する予定になっております。

それから、給食センターのエアコンでございますが、今回予定しておりますのが、厨房の中に、合わせまして室外機が3台と室内機が14台予定しております。今回、こういった約6,000万と言っていいと思うんですが、そのぐらいの金額になっておりますが、今年度整備を終えました小学校等ですと約2億8,000万、中学校ですと1億4,000万。台数からしますと、やはり1台当たりになると割高になるのかなというふうに思いますが、給食センターの厨房の中でございまして、そういった厨房専用のエアコンの機械があるといったこともありまして、割高になっているのかなあというふうに思います。もちろんその他諸経費等は同じ工事ですので、同等のものがかかるといふように、今回設計の段階でこのような金額になっております。以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

給食センターについては了解をいたしました。

1件目の災害義援金配分委員会、2回ということでしたが、金額的にはどのぐらいの金額を、その4名の方で、ある程度割り振りの、あとは国の規定とかも含めて、そういうのも含めてやるんでしょうけど、金額的にはどのぐらいの額なのか、わかるのであれば教えていただきたいと思います。

それから、小学校・中学校の机に関しては適宜更新していただきたい。多分古いも

のも随分あるでしょうから、こういうときには言いませんが、適宜交換するよう今後気をつけていただきたいなあと思いますが、お答えいただければと思います。

議長（馬場久雄君）

福祉課長吉川裕幸君。

福祉課長（吉川裕幸君）

災害援護資金の配分委員会の謝礼の金額についてですが、ということでよろしい…（「謝礼じゃなくて、どのぐらいの配分」の声あり）今回の災害、実際に被害に遭われた方の幾らぐらい配分するかということにつきましてでしょうか。

それにつきましては、県の配分の配当が、今回第1次配分金といたしまして11月下旬に配分されております。被害の全壊を1とした基準でございますが、その1基準当たり12万円という形で来ておりまして、半壊ですと0.5ということで6万円、準半壊ですと、0.1ということで1万2,000円という形になると見込まれております。

なお、町に対する義援金等につきましては、今後の義援金の金額によりまして、県の配分率等を勘案しまして決定していきたいということを考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（馬場久雄君）

教育総務課長櫻井和彦君。

教育総務課長（櫻井和彦君）

小・中学校の机・椅子でございますけれども、適宜、やはり大分長い年数使っているものもございますので、その辺は学校の要望等も聞きながら更新に努めてまいります。よろしくお願いたします。

議長（馬場久雄君）

ほかに質疑。7番渡辺良雄君。

7番（渡辺良雄君）

9款3項中学校費の18目備品購入費の、これは楽器の購入というふうに承っているんですけども、2点、素人ですのでお伺いしたいのは、初めての購入ということで、

セット的なものがあるのかどうか。セットでこういうものが含まれるとか、そういうものがあるんであれば教えていただきたいのと、もう一つは、初めての購入ですので、楽器の保管関係にこの予算が入っているのかどうか。盗難とかもあったことですし、そういった管理がしっかりできるような体制の予算が組まれているのかどうか、この2点お伺いをします。

議長（馬場久雄君）

教育総務課長櫻井和彦君。

教育総務課長（櫻井和彦君）

それではお答えいたします。

今回、宮床中学校吹奏楽部のためということで、楽器を購入させていただくわけですが、今回楽器、それから周辺機器合わせまして、39の楽器を購入する予定とさせていただきます。

一例を挙げますと、例えばこの一覧あるんですが、ピッコロ、フルート、クラリネット、サクソフーン、こういったものから始まりまして、ドラムのセットであるとか、そういったものまで39品目になりますが、ワンセットという考えはもしかしたらあるのかもしれませんが、今回は学校のほうの要望等を聞きまして、あと、あわせまして大和中で今現在ある楽器と、要はバランスをとりながら購入するというので、小編成を想定した楽器を購入させていただいております。小編成というのは、25人以下で編成する吹奏楽の必要となる楽器を購入させていただくものでございます。

それから、保管関係でございますが、今回この予算的には備品購入ということで、楽器の購入費だけをお願いさせていただいております。保管につきましては、宮床中学校南校舎大規模改修等をしておりまして、音楽室等も整備させていただいておりますので、そこで保管はしっかりとした保管が可能であるというふうに思っております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（馬場久雄君）

よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第105号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14「議案第106号 令和元年度大和町国民健康保険事業勘定特別
会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第14、議案第106号 令和元年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第106号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15「議案第107号 令和元年度大和町介護保険事業勘定特別会計
補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第15、議案第107号 令和元年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。4番馬場良勝君。

4 番 (馬場良勝君)

事項別明細書の48ページ、2款1項1目、2目に関連すると思うんですけども、金額が大分大きく行ったり来たりしているということで、前年度、30年度の見させていただきましたが、30年度でも金額がかなり大きく行ったり来たりしているということで、当初どうなのかなと思ったら、当初は5,000万ぐらい上乗せして組んでいますが、前年度も大幅に補正を12月にかけていると。今年度も12月に大幅に補正をかけていると。この辺のご説明をいただきたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

福祉課長吉川裕幸君。

福祉課長 (吉川裕幸君)

それでは、馬場議員さんのご質問にお答えいたします。

今回の補正予算につきましては、本年度のこれまでの最近の実績から試算しました今年度の見込みによります補正予算の計上ということでございます。本年度の当初予算の措置につきましては、平成29年度に作成しております第7期介護保険事業計画、計画期間につきましては、平成30年度から令和2年度までの3カ年で計画している給付費の数値をもとにしまして当初予算の予算措置を行っているところでありまして、その計画値と今年度実績の数値に差異が生じているというところでございます。

その主な要因といたしましては、施設介護給付費、伸びている要因ですが、介護保険計画策定時にちょっと見込めなかったといいますか、平成30年に富谷市に介護老人保健福祉施設が開設されたことに伴いまして、そちらのほうをご利用される方がふえてきているという状況でございます。逆にその増加に伴って、居宅介護につきましては、そちらのほうに変更になっている形で減額という形でございます。

平成30年度につきましても、第7期介護保険事業計画の数値をもとにしまして予算措置を行っておりますので、そういった形になっているかと考えられるところです。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 (馬場久雄君)

馬場良勝君。

4 番 (馬場良勝君)

金額的には、中で動いているので、そんなに大きく動いているわけではありませんが、このように12月補正の段階で1億近く補正がかかっていると。3カ年というのはわかるんですが、やはり前年度実績でも伸びているのは明らかですし、その辺は今後の予算編成時にもう少し気を使っただいて、なるべく額を抑えろとは言いませんが、世の中の流れる的にはちょっと逆なのかなという感じもしますし、その辺、もう一度ご答弁いただいていいでしょうか。

議長 (馬場久雄君)

福祉課長吉川裕幸君。

福祉課長 (吉川裕幸君)

それにつきましては、第7期介護保険事業計画の給付見込み、プラス直近の実績等を踏まえまして予算措置のほうを行っていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

議長 (馬場久雄君)

よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第107号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

算」

議長（馬場久雄君）

日程第16、議案第108号 令和元年度大和町吉田財産区特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第108号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17「議案第109号 令和元年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第17、議案第109号 令和元年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第109号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18「議案第110号 令和元年度大和町下水道事業特別会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第18、議案第110号 令和元年度大和町下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第110号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19「議案第111号 令和元年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第19、議案第111号 令和元年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第111号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20「議案第112号 令和元年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第20、議案第112号 令和元年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第112号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21「議案第113号 令和元年度大和町水道事業会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第21、議案第113号 令和元年度大和町水道事業会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第113号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22「議案第114号 指定管理者の指定について」

議長（馬場久雄君）

日程第22、議案第114号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。4番馬場良勝君。

4番（馬場良勝君）

2点ほどお伺いをいたします。

今回、入札に来たのが1者ということで、ありがたいなあと逆に思うんですけども、ほかにも入札に来られるような業者さんというのは把握をされているのかどうか、お伺いをいたします。

それからもう一点、大和町の武道館も管理をお願いしています。そちらで、例えば小さなイベントになってしまうかもしれませんが、そういうものを何か契約の中でお願いますとか、そういうことを言ったりする機会はあるのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

議長（馬場久雄君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長（瀬戸正昭君）

馬場議員さんのご質問のほうにお答えしたいと思います。

今回の入札につきましては、1者ということで応募があったところでございます。

募集につきましては、本年10月1日から11月1日までの1カ月間ということで募集して、結果としまして1者の応募があったところでございます。来られるようなほかの業者さんがいられるのかということでございますが、改めて担当課のほうに問い合わせ等はございませんでしたが、5年前の期間等につきましては、現指定管理者のほかにもう一者応募があって、そのときは2者での応募があったということで、今回につきましては応募期間、同様に1カ月としましたが、1者の応募であったということになります。

続きまして、武道館につきましては、現在体育関係で利用されているわけでございますが、こちらのほうで、現在、今回の更新に当たりまして、選考委員会等でも申込者からの説明等ある中で、武道館を使って新たなイベントというところでは、武道館を使つての会場という案では上がってはきておりません。別の中での、体育館を使つての新たな事業の取り組み等は、ご提案等はありませんでしたが、武道館を使つてということでは、新しいものではちょっとないような状況でございます。以上になります。

議長 （馬場久雄君）
馬場良勝君。

4番 （馬場良勝君）

ほかにも業者さんはあるということでした。

本当は、なるべくだったら私は競っていただいて、よりよい業者をと。より安くとは言いませんが、やはりその中でいろいろサービスとかも違ってくるでしょうから、そういうほうがいいのかなあとは個人的には思うところでございますので、今後ともいろんなところに視野を広げていただいて、そういう業者さんがいるのかどうか、確認をしていただければと思います。

それから、武道館だけじゃなくて、ダイナヒルズもございますから、せっかく大きな、ミズノさんと言えば大きな会社ですから、そういうところでも、例えば武道館であれば健康増進の高齢者向けの何かイベントとか、ダイナヒルズであれば、例えば工業団地にいらっしゃっている方たちのスポーツのチームとかありますよね。そういうのもできれば、そういうのと一緒にやっていただけるようなものがあつたり、考えればいろいろあるのかなあと思いますので、その辺、今後お考えいただけるかどうか、お聞きします。

議長（馬場久雄君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長（瀬戸正昭君）

1つ目の指定管理者の応募1者ということで、今回は1者ということでございましたが、当然複数あれば、それが競争になるという原則があるかと思えます。一応、今後指定管理者をほかに導入しているところも全国的にはいろいろありますので、そういうところの動向を見ながら、いろいろ調べていきたいなと思えます。

また、もう一点目の体育施設を使った新たな事業等につきましては、定期的に指定管理者とヒアリング等々行っておりますので、その中でいろんな事業の実施ができないかなど、いろいろ検討はしてまいりたいと思えます。よろしく願いいたします。

議長（馬場久雄君）

よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第114号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23「議案第115号 令和元年度舗装修繕工事（町道太田小鶴沢線外2路線）請負契約について」

議長（馬場久雄君）

日程第23、議案第115号 令和元年度舗装修繕工事（町道太田小鶴沢線外2路線）請負契約についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

それでは、議案書 1 ページをお願いいたします。

議案第115号 令和元年度舗装修繕工事（町道太田小鶴沢線外 2 路線）請負契約についてでございます。

上記工事につきまして、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

記としまして、1. 契約の目的につきましては、令和元年度舗装修繕工事（町道太田小鶴沢線外 2 路線）でございます。

2. 契約の方法につきましては、一般競争入札による請負契約でございます。

3. 契約の金額につきましては、4,807万円でございます。うち、消費税が437万円でございます。

4. 契約の相手方につきましては、大崎市古川小野字馬場25番地の1、我妻建設株式会社でございます。

詳細につきましては、議案説明資料でご説明させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、1 ページをお願いいたします。

初めに、入札の状況についてであります。

1 の入札参加資格としまして、(1)地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の各号の規定に該当しないこと。

(2)令和元年・2年度大和町建設工事入札参加資格の承認された者で、下記の事項全てに該当する者であることとしており、①として、入札公告日から入札の日までに、宮城県内の地方公共団体から指名停止処分を受けていないこと。②としまして、建設業法に規定する建設業の許可を受けていること。③工事現場に監理技術者または主任技術者を専任で配置できること。④宮城県内に本社または営業所等を有すること。⑤大和町入札参加資格承認時点において、舗装工事の格付がB級以上、総合評定値（P）が700点以上であることといたしたものでございます。

次に、2の入札方法でございます。

入札の方法につきましては、(1)のダイレクト型一般競争入札で執行してございます。

(2)入札書につきましては、郵便物による郵送、直接持参のいずれかの方法で指定の期日まで届くようにすることとしたもので、指定の期日に間に合わなかった場合に

については失格とするものでございます。

(3)としまして、この入札による参加資格申請者で、有資格と判定された者の数が1者の場合でも入札を執行することとしたものでございます。

続きまして、3. 入札参加者でございます。

入札参加者は2者でございます。企業名は我妻建設株式会社、株式会社佐藤渡辺宮城営業所でございます。

4. 入札の結果につきましては、令和元年11月12日に入札を執行し、我妻建設株式会社が4,370万円、こちらの価格につきましては税抜きでございます。この金額が最低応札価格でございます。この工事の予定価格は5,148万円、低入札調査基準価格は4,366万2,000円となっております。この結果を受けまして、令和元年11月15日に我妻建設株式会社と仮契約を締結したものでございます。

2ページをお願いいたします。

契約の内容につきましては、請負金額は4,807万円で、消費税を除いた金額は4,370万円であります。

契約相手方につきましては、大崎市古川小野字馬場25-1、我妻建設株式会社でございます。

次に、事業の概要でございます。

1. 施工場所につきましては、大和町鶴巣小鶴沢地内。
2. 完成工期につきましては、令和2年3月31日を予定してございます。
3. 工事概要としましては、舗装工事といたしまして3路線を施工いたすものです。

町道太田小鶴沢線は、施工延長655メートル、幅員6メートルで、町道山田運動場線は、本路線にかかります山田橋の橋面舗装部を施工延長23メートル、幅員6メートルで、町道寺ノ沢線は、全線を施工延長322メートル、幅員6メートルで、3路線を合計しまして、1,000メートルを施工するものでございます。

なお、各路線の工事の詳細につきましては、路線ごとに記載しておりますとおりでございます。

次に、3ページをお願いいたします。

施工箇所の位置図になります。

施工路線にお示しをしておりますが、町道太田小鶴沢線につきましては、路線の破損状況等によりまして2つの工区に区分して施工するもので、1工区は、町道山田運動場線より平成26年度で舗装工事を施工しておりました区間までを、2工区は、本路線終点部につきまして施工するものでございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

町道太田小鶴沢線の計画平面図及び標準横断図でございまして、3路線共通ではございますが、赤く着色した部分が今回の施工部分でございます。

次に、5ページ、6ページまでが1工区の計画平面図でございます。

7ページは、町道太田小鶴沢線2工区の計画平面図でございます。

次に、8ページをお願いいたします。

こちらは、町道寺ノ沢線の計画平面図及び標準横断図でございます。

次に、9ページをお願いいたします。

こちらが、町道山田運動場線の山田橋の計画平面図及び標準横断図でございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。4番馬場良勝君。

4番（馬場良勝君）

入札価格ですが、素直に言わせていただくと、非常に見積もりが上手だったのかなあと感じを得るんですが、割とこれまで低入札でいく部分が多かったのかなあと。今回、ばちっと来ているような感じがするんですが、その辺、どのようにお感じになっているのかお伺いします。

議長（馬場久雄君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

各社、積算に関しましては公表もされてございますので、単価等につきましても。そういったシステムもございまして、各社その中で頑張れる金額ということでお見積もりはいただいているものと思います。

今回も、低入の調査基準価格と差がほとんどなかったということでございますが、そちらはあくまでも各社によって希望される施工の値段ということで札入れをしたものと考えてございますので、それが僅差なかったというところにたまたまいったのではないかなというふうには考えております。

議 長 (馬場久雄君)

ほかに質疑ございませんか。

よろしいですか。

挙手する者なし

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第115号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は2時40分からといたします。

午後2時29分 休 憩

午後2時40分 再 開

議 長 (馬場久雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第24「同意第6号 監査委員の選任について」

議 長 (馬場久雄君)

次に、日程第24、同意第6号 監査委員の選任についてを議題とします。

ここで、代表監査委員櫻井貴子さんの退場を求めます。

〔代表監査委員櫻井貴子君退場〕

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

同意第6号でございます。監査委員の選任につきましてということでございますが、

附属資料といたしますか、議案説明資料のほうもごらんいただきたいというふうに思います。

同意第6号でございますが、監査委員の選任につきまして、下記の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定によりまして、議会の同意を求めらるるものでございます。

記といたしまして、住所、*****、氏名、櫻井貴子さんでございます。

櫻井さんにつきましては、別紙のほうに経歴等々記載されてありますので、ごらんいただきたいと思いますが、現在、監査委員1期目をやっております。平成27年から代表監査委員としてお務めいただいております。町の財務、経営等に係ります事業、管理が適正かつ公正的に行われているかを鋭い視点で監査していただいております。

したがいまして、このたびの任期満了に当たりまして、引き続き公正なる職務遂行に当たっていただけるものと考えまして、監査委員として選任いたしたいと思っておりますので、提案させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（馬場久雄君）

これから質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これから同意第6号を採決します。

この採決は、会議規則第82条の規定により、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は私を除いて15名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に5番槻田雅之君及び6番門間浩宇君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と記載し、反対の方は「反対」と記載願います。白票は、反対とするものとします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

配付漏れなしと認めます。

立会人に投票箱の点検をお願いします。

「異状なし」と呼ぶ者あり

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔投 票〕

投票漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

5番槻田雅之君及び6番門間浩宇君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

投票の結果を報告します。

投票総数 15票

有効投票 15票

無効投票 0票です。

有効投票のうち

賛 成 15票

反 対 0票

以上のおおり、賛成が多数です。したがって、本件は原案について同意することに決定されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

代表監査委員櫻井貴子さんの入場を求めます。

休憩します。

午後2時49分 休 憩

午後2時50分 再 開

議 長 （馬場久雄君）

再開します。

ただいま監査委員に任命同意されました櫻井貴子さんから挨拶をいただきます。こちらでお願いします。

代表監査委員 （櫻井貴子君）

ただいま監査委員に任命されました櫻井貴子でございます。今はただその責任の重さに身の引き締まる思いでございます。

本町におかれましては、平成27年度、総務省が進めております地方公会計の環境整備に取り組まれまして、平成30年度、皆様にご報告しているとおりでございます。今後におきまして、その書類等整備されたものが、政策を推進するに当たって活用されていくものと存じます。

監査委員といたしましては、大和町の大和町監査基準に基づきまして、微力ながら職責を果たしていくための力を尽くしていきたい、このように思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

よろしくお願いします。

日程第25「同意第7号 教育委員会教育長の任命について」

議 長 （馬場久雄君）

次に、日程第25、同意第7号 教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

ここで、教育長上野忠弘君の退場を求めます。

〔教育長上野忠弘君退場〕

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

同意第7号でございますが、あわせて関係資料につきましてもごらんいただきたいというふうに思います。

同意第7号 教育委員会教育長の任命についてでございます。

下記の者を教育委員会の教育長に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記といたしまして、住所につきましては、*****、氏名、上野忠弘氏でございます。

上野氏の経歴につきましては、別紙に記載のとおりでございますので、ごらんいただきたいと思いますが、これまで学校教育の豊富な経験、そして平成25年から大和町の教育長としてご活躍をいただいております。この間におきまして、宮床中学校南校舎大規模改修工事事業、小・中学校のICT環境整備事業、大和中学校学力向上研究指定校事業及び大和中学校区4小学校の学力向上研究指定校事業に取り組むなど、大きな成果を上げていただいております。

したがいまして、このたび任期満了に当たりまして、引き続き上野教育長に教育長をやっていただきたいと考えまして、提案をさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これから同意第7号を採決します。

この採決は、会議規則第82条の規定により、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は私を除いて15名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に7番渡辺良雄君及び8番千坂裕春君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と記載し、反対の方は「反対」と記載願います。白票は、反対とするものとします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

配付漏れなしと認めます。

立会人に投票箱の点検をお願いします。

異状ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

7番渡辺良雄君及び8番千坂裕春君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

投票の結果を報告します。

投票総数 15票

有効投票 15票

無効投票 0票です。

有効投票のうち

賛成 14票

反対 1票

以上のおおり、賛成が多数です。したがって、本件は原案について同意することに決定いたしました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

教育長上野忠弘君の入場を求めます。

暫時休憩します。

午後3時03分 休憩

午後3時03分 再開

議 長 （馬場久雄君）

再開します。

ただいま教育長に任命同意されました上野忠弘君から挨拶をいただきます。こちらでどうぞお願いします。

教 育 長 （上野忠弘君）

一言挨拶を申し上げます。

この3年間、本当に議員さん方には多々ご迷惑やご心配をかけました。にもかかわらず、同意いただきましてありがとうございます。

これからも初心を忘れずに仕事をしてまいりますので、よろしく申し上げます。

日程第26「委発第2号 一級河川吉田川及び支流河川の整備等治水対策を
求める意見書（案）」

議 長 （馬場久雄君）

次に、日程第26、委発第2号 一級河川吉田川及び支流河川の整備等治水対策を求める意見書（案）を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。災害調査特別委員会委員長門間浩宇君。

災害調査特別委員会委員長 （門間浩宇君）

それでは、大和町議会災害調査特別委員会といたしまして意見書を取りまとめましたので、ご報告をさせていただき、よろしくお取り計らいをお願い申し上げます。

読み上げさせていただきます。

委発第2号、大和町議会議長馬場久雄殿。

一級河川吉田川及び支流河川の整備等治水対策を求める意見書（案）でございます。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第110条第5項及び会議規則第14条第3項の規定により提出をいたします。

一級河川吉田川及び支流河川の整備等治水対策を求める意見書（案）。

近年、局所集中型の極端な豪雨が全国各地で頻発し、その予測も困難な状況の中で災害が相次いでいる。

特に本町においては、平成27年9月の関東・東北豪雨での河川の決壊等による洪水・浸水被害や土砂崩れなどによる自然災害からの復旧を終え、国及び県、町が一体

となった河川整備に尽力しているさなか、令和元年10月に襲来した台風第19号による被害は、4年前を大きく超える甚大なものであります。

本町内の吉田川においては、氾濫危険水位をはるかに超え、落合観測所では8.43メートルを記録し、吉田川の越水及び支流の身洗川の決壊などにより、浸水被害や農林業被害、さらには東北の大動脈である国道4号の一部が冠水し輸送等にも支障を来し、町民にさまざまな被害を及ぼした。

災害の早急な復旧はもとより、現在一級河川吉田川の河川改修事業、遊水地事業などの治水対策が進められているが、災害時に住民の身体、生命、財産を守るため、なお一層の事業進捗を図りたい。

また、災害対策に万全を期するため、次の事項について特段の配慮を行うよう強く要望する。

1. 吉田川の三川合流地点より上流高田橋間の無堤地区の築堤事業及び河道整備の促進並びに浸水した地域の治水対策事業の早期完成。
2. 吉田川及び一級河川善川の治水対策としての遊水地の早期完成。
3. 吉田川本流並びに支流の一級河川身洗川、西川、善川、竹林川の早期改修。
4. 吉田川本流の上流部にある嘉太神ため池の早期改修。
5. 吉田川本流の上流部へ新たな治水対策事業としてのダム建設。
6. 吉田川直轄管理区間との境界地点である、高田橋から籠釣橋下流間の無堤区間の溢水による浸水被害の早期解消。
7. 吉田川の支流である一級河川洞堀川について、吉田川との合流地点から六角橋下流間の本改修事業の早期完成と雑木の伐採等による支障物の除去。

上記のとおり、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和元年12月6日、大和町議会議長馬場久雄。

国土交通大臣、宮城県知事宛てでございます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（馬場久雄君）

そのままちょっとお待ちください。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。委員長、どうぞ戻ってください。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから委発第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま意見書が可決されましたが、その字句、その他の整理を要するものについては議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

ご異議なしと認めます。よって、その整理については議長に委任することに決定いたしました。

日程第27「委員長報告（議会活性化調査特別委員会）」

議 長 （馬場久雄君）

日程第27、委員長報告（議会活性化調査特別委員会）についてを議題とします。

本件に関し、議会活性化調査特別委員会委員長の報告を求めます。委員長高平聡雄君。

議会活性化調査特別委員会委員長 （高平聡雄君）

それでは、大和町議会議長馬場久雄殿に報告書を提出させていただきます。

平成31年1月29日及び令和元年6月13日に開催した各種団体との議会懇談会で出された意見について、町執行部へ申し入れを行うため下記の経過により意見集約をしたのでご報告いたします。

記1．議会懇談会を行った各種団体。宮城県黒川高等学校（平成31年1月29日開催）、大和町婦人防火クラブ連合会（令和元年6月13日開催）。

意見集約の経過につきまして、開催日と内容を申し上げます。

令和元年9月5日、議会活性化調査特別委員会、意見集約のためのワーキンググループを設置。

10月2日、ワーキンググループ、議会懇談会で出された意見の確認と集約。

10月9日、ワーキンググループ、集約した意見の校正。

10月15日、ワーキンググループ、議会活性化委員長へ意見集約した内容を報告。

11月15日、議会運営委員会、ワーキンググループで意見集約した内容を確認。

11月19日、社会文教常任委員会、続く11月21日、総務常任委員会、産業建設常任委員会で意見集約した内容を精査し、執行部へ申し入れを行ってよいか検討し、了承をいただきました。

次ページでございます。

意見集約の内容。

1. 公共交通の充実（町民バス、デマンドタクシーの利便性向上）。デマンドタクシー（利用地域の見直し、予約制度の見直し）、町民バス（利用地域の拡大、運行する時間帯の見直し、仙台市への乗り継ぎなど）。

2つ、地域コミュニケーションの活性化、地域のリーダー育成。世代間交流（青年団、子ども会、老人会、婦人会、防火クラブなど）、各団体のリーダーを育成する。

3. 施設建設。ショッピングモール、大型商業施設、交流施設を兼ねた図書館。

以上が、次世代を担う高校生と、この先20年後を見据えたときに大和町に必要なものということで、各団体の方々からご意見をいただきましたので、この場でご承認をいただいた後、速やかに執行部のほうにご提出いただきますようによろしくお願い申し上げます。

令和元年12月6日、大和町議会議長馬場久雄殿、議会活性化調査特別委員会委員長高平聡雄。以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

委員長、ちょっとお待ちください。

ただいまの委員長報告に対し、質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑がないようですので、これで委員長報告を終わります。

日程第28「委員長報告（議会議員政治倫理条例に伴う審査請求に係る調査特別委員会）」

議 長 （馬場久雄君）

日程第28、委員長報告（議会議員政治倫理条例に伴う審査請求に係る調査特別委員会）についてを議題とします。

本件に関し、大和町議会議員政治倫理条例に伴う審査請求に係る調査特別委員会委

員長の報告を求めます。委員長槻田雅之君。

議会議員政治倫理条例に伴う審査請求に係る調査特別委員会委員長（槻田雅之君）

去る10月28日の随時会議にて、本調査特別委員会が設置されました。私たちは、6回の会議、調査を行い、報告書を取りまとめましたので、朗読をもって報告いたします。

大和町議会議長馬場久雄殿、大和町議会議員政治倫理条例に伴う審査請求に係る調査特別委員会委員長槻田雅之。

委員会調査報告書。

本委員会に付託された調査事件について、調査の結果を下記のとおり会規則第77条の規定により報告いたします。

1. 調査事件、大和町議会議員政治倫理条例に伴う審査請求に係る調査。

2. 調査の経過、別紙の調査請求に係る経過の資料をごらんください。

説明は、特別委員会が設置された部分を月日、内容、対応の順で朗読いたします。

10月28日、調査特別委員会打ち合わせ、第1回調査特別委員会日程調整等。

11月6日、11月5日付で町民2名の連名で審査請求に係る質問書郵送で届く。審査請求受理の件、議場外の問題と条例第6条(10)との関係。

11月11日、第1回調査特別委員会、書類審査及び今後の進め方について。

11月13日、第2回調査特別委員会、被害者とされる議員の事情聴取。

11月14日、第3回調査特別委員会、加害者とされる議員の事情聴取。

11月15日、第4回調査特別委員会、報告書作成検討会。

11月22日、第5回調査特別委員会、報告書の作成検討会。

12月4日、第6回調査特別委員会、報告書の作成検討会（最終）です。

3番目、調査結果。調査特別委員会では、大和町議会議員政治倫理条例第2条第2項の規定により対象議員双方から事情を聴取するとともに審査請求書について調査を行いました。

その結果、双方の認識に相違があり、また、審査請求書についても、同条例と照らし合わせ下記の項目について合致していないとの判断に至りましたのでご報告いたします。

1) 同条例第8条関係。

政治倫理基準に違反する事実があると認めるときは、これを証する資料を添えてとありますが「これを証する資料」の添付がない。

具体的には、今回の場合は被害届の写し、または診断書、または被害者署名の事実確認書（いつ、どこで、誰が誰に、どのような発言・暴力をしたのか、また、たび重なる嫌がらせとは何か）のいずれかが必要であると考えます。

2) 同条例施行規則第5条関係。

審査請求は、審査請求書（別紙様式第3号）により行うとありますが提出された様式は任意の様式となっております。

特に様式第3号その2において、請求書名簿には住所、氏名のほかに生年月日、署名年月日の記載項目があり、また、大和町議会議員の選挙権を有していることの申し添えや、これを確認するための選挙人名簿への登録につき確認を求めることについての同意書も兼ねているものであるもので様式にのっとり提出が必要です。以上です。

議長（馬場久雄君）

委員長、ちょっとお待ちください。

以上で調査特別委員会の委員長の報告は終わりますが、ここで議長から一言申し添えます。

今回の件は、議場外のことではありましたが、議員同士の話し合いの過程において生じた行為が、町民に誤解を招くものになったと思われまます。また、その行為が、これまでの経緯があったにせよ、過度な反応を示したことは少なからず問題があるのではないかと考えます。

したがいまして、対象となった議員双方に対し、議長の権限において厳重に注意をするものであります。

なお、今回の件は、議員間の常日ごろのコミュニケーション不足が原因の一つでもあると思われまます。その結果、住民を巻き込んで議会を混乱させたことに、議会の長として、町民の皆様並びに議会議員皆様に対しおわびを申し上げます。大変申しわけございませんでした。

それでは、ただいまの委員長報告に対し、質疑ありませんか。15番堀籠日出子さん。

15番（堀籠日出子君）

私も調査特別委員会の委員であります。その中で、特別委員会に付託された件は、双方の事件により聞き取り調査であると私はずうっと認識しておりました。その中で、この文面を見たときに、やはり双方の2人の意見だけで私はいいんじゃないかということで、委員会でも何度かお話しさせていただきました。その中で、1)、

2) が特別委員会の付託された案件とは違うと思いますので、この件については、私は理解できないところであります。

議長 (馬場久雄君)

委員長報告に対しての質問なので、委員長のほうから。

議会議員政治倫理条例に伴う審査請求に係る調査特別委員会委員長 (槻田雅之君)

その件は、何度も調査特別委員会を開催にするに当たり、皆さんと意識合わせ、また最初にも議長に出席してもらいまして、内容としまして、今回そのような事実があったかどうか、及び今回の提出された書類、当然署名された人の名簿、当然守秘義務はありますが、それを見せてもらいまして、今回の倫理条例と照らし合わせて、受け取るべきかということも含まれているという内容で確認して進んだつもりでございます。以上です。

議長 (馬場久雄君)

よろしいですか。15番堀籠日出子さん。

15番 (堀籠日出子君)

まず当初、最初に特別委員会が設置されまして、そして特別委員会では何を調査するべきかとなったときに、双方の意見の聞き取りをするというふうに皆さんで一致したと思うんですが、それがここまで来ているというのは、私はちょっと納得できません。

議長 (馬場久雄君)

委員長。

議会議員政治倫理条例に伴う審査請求に係る調査特別委員会委員長 (槻田雅之君)

その件につきましては、皆様から、そのようなそれだけだという話があれば、言ってもらえば構いませんし、当然今回の提出された署名が、今回の倫理条例と照らし合わせて受理すべきかどうか含まれていると私たちは思っておりましたが、それについて各議員皆さんから意見があれば言ってもらえればありがたいかと思います。

私は、当然それも今回受理すべきかどうか、倫理条例に照らし合わせてやるべきだ

というふうに捉えたので、ここまで調査報告をまとめたものでございます。以上です。

議長（馬場久雄君）

ほかに質疑お持ちの方、いらっしゃいますか。16番大須賀 啓君。

16番（大須賀 啓君）

まずはきょうの報告であります、特別委員会の皆さんには大変ご苦勞をおかけしました。

ただ、私も回あるごとにお話をさせていただいたのは、今回この件については、議長不信任案も出ましたし、当然賛成討論も出てのこういう運びになってきたわけですが、私は2人の問題ももちろんであります、それ以前に、この審査請求を受理しないで現在に至ってきたということが、非常に個人的に納得がいかない。いろいろ全協でもお話ししましたが、議長なり、局長にも、どなたの事情なのか。確かに不備な点は重々理解を私もしていますが、不備であっても、やっぱり相手方に補正をお願いしたにもかかわらず、出てこない。それにしても、受理はしなきゃないというふうに私は思います。

ですから、議長にも、何度も全協のときに、弁護士さんの指導なのか、誰の指導なのかお伺いしたんですが、結果は出ませんでしたけれどもね。ですから、このことは、やっぱり行政手続法、施行法を見ても、大和町の場合、9年以上になるわけですが、やっぱり読めば読むほど何か納得が私はできない。確かに不備な書類なんですね、それは理解できる。ただ、やっぱり議会としては受理をして、そして不備なところは相手方にお話をして、それでも、出なくても不受理というのはやっぱり議会としてまずいんでないでしょうかね。そういう意味で、私も何度も言ってきたんですが、このことについてはね。ですから、きょう、最後の報告でありますから、同じように言わせていただきます。

議長（馬場久雄君）

委員長。

議会議員政治倫理条例に伴う審査請求に係る調査特別委員会委員長（槻田雅之君）

その件につきましては、不備であるかどうかは、私たちは初めて見せられてわかっておりますので、実際初めて私たちも見て、全部の内容を見せてもらって、ああ、足

りないなあとわかった時点でございますので、初めから不備であるか、私は失礼ですけど、議長に対して不信任案を出した、なぜ見せてくれないんだと、なぜ受け取れないと言った本人でございます。

ただ、実際に見せられて、規約に沿っていないものは、受け取るというのはいかんせんおかしいものではないかと。あくまでも再提出、もしそれを何度か再々提出が本来のあるべき姿ではないかと思っ、私たちは進めたつもりでございます。以上です。

議長 (馬場久雄君)

ほかに質疑お持ちの方。1番千坂博行君。

1番 (千坂博行君)

私もこの特別委員会に参加させていただきましたが、まず守秘義務があるというところから入りまして、やっぱり条例がありますので、ルールにのっとってやらなければ全てを受理してしまうという。要するにフィルター機能というのがないと、やっぱりいろんなことが起きると思うんですね。やっぱりルールは守るべきだと、私も委員長と同じ意見であります。以上です。

議長 (馬場久雄君)

ほかに、この委員長報告に対して質疑ある方。10番今野善行君。

10番 (今野善行君)

私は、最初の切り口に戻るような話になるので、ちょっと恐縮なんですけどね。

まず、先ほど大須賀議員からあったように、出されたものを受理するかしないかという前段の話で、それを出されたときに、内容に不備があれば、これは先ほどもちょっと出ましたが、大和町であれば、大和町行政手続条例というのが制定されております。それに基づいて、不備があれば補正してやらないかん。だから、出し直してくださいという、出されたときにそういう義務はあるんじゃないかと思うんです。

要するに、その義務がなされてこなかったために結構混乱してしまったという部分があるんじゃないかなと思うんですが、そのところも確認をした上で、やっぱり進めるべきじゃなかったかなあというふうに思うんですね。その辺をどういうふうに確認されたか。これは、上部法令は行政手続施行法でしたか、そういう国の法律があって、それを受けて大和町の行政事務手続条例というのが多分制定されていると思

ますので、その流れが、とにかく入り口の段階で、その手続がとられていなかったということだろうというふうに思いますので、そこの確認をちょっとさせていただきたいと思います。

議長（馬場久雄君）
委員長から。

議会議員政治倫理条例に伴う審査請求に係る調査特別委員会委員長（槻田雅之君）

その話は、私、委員長としましては前段の話なので、私たちの委員会が付託された問題ではないと思いますので、回答は控えさせていただきます。あるのであれば。

議長（馬場久雄君）

ほかに質疑ありますか。

今お伺いしていますのは、今の調査特別委員会の委員長報告に対しての質疑でございますので、もしほかになれば。

挙手する者なし

それでは、質疑がないようでありますので、以上で委員長報告を終わります。

（「議長」の声あり）12番平渡高志君。

12番（平渡高志君）

私は、堀籠日出子議員に謝罪と発言の訂正を求める件を動議として提出させていただきます。

議長（馬場久雄君）
動議ですか。

12番（平渡高志君）

はい、動議です。

議長（馬場久雄君）

ちょっとお待ちください。

暫時休憩します。

午後3時33分 休憩

午後3時34分 再開

議長 (馬場久雄君)

再開します。

ただいま12番平渡高志君から動議の声がかかりましたけれども、動議に関する提出の書類はありますか。

暫時休憩します。

申しわけありません、暫時、10分程度休憩させてください。45分まで。

午後3時36分 休憩

午後3時47分 再開

議長 (馬場久雄君)

それでは再開します。

動議の声がありましたけれども、動議に関する提出の書類というのはございますか。

[動議書提出]

ただいま12番平渡高志君から、堀籠日出子議員に謝罪と発言の訂正を求める動議が提出されました。

この動議に関しましては、会議規則第16条の規定により、発議者のほか、1人以上の賛成者が必要であります。

お諮りします。

この動議に対して、賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

この動議は5人の賛成者がありますので、会議規則第16条の規定による所定の賛同者がおりますので、動議は成立いたしました。

ここで暫時休憩します。

午後3時48分 休憩

午後4時03分 再開

議 長 （馬場久雄君）

それでは再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

堀籠日出子議員に謝罪と発言の訂正を求める件につきましての動議について、日程に追加し、追加日程第1として議題として追加することについて採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

この動議を追加することについて採決します。

この採決は起立によって行います。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに可決されました。

追加日程第1「堀籠日出子議員に謝罪と発言の訂正を求める件」

議 長 （馬場久雄君）

追加日程第1、堀籠日出子議員に謝罪と発言の訂正を求める件の動議を議題にいたします。

ここで地方自治法第117条の規定によって、除斥の対象となり、15番堀籠日出子さんの退席を求めます。

〔15番堀籠日出子君退場〕

朗読を省略して、提出者の趣旨説明を求めます。12番平渡高志君。

12 番 （平渡高志君）

ただいまから、堀籠日出子議員に謝罪と発言の訂正を求めることについての提案理由を述べさせていただきます。

去る9月18日、9月定例会議最終日、議長への不信任案が提出をされました。

その際、堀籠日出子議員は賛成討論において、その原因である暴言等を行ったとされる私や被害者とされる議員の実名を上げ、またその暴力行為が事実であるかのように発言をいたしました。

このことは、一般町民からの文書や審査請求書が公表されていない段階で議会とい

う公の場で発言することは、議員としてあるまじき行為であると思います。

仮に住民や他の議員から聞き取りした話であっても、何も証拠がない話に対しての発言は、議員としてだけではなく、一社会人としての常識を著しく逸脱したものと考えます。

現に議長の不信任案を提出した議員の趣旨説明では、「ある議員」とか「同僚議員」と説明しております。このことは、まだ事実が確認とれていない、公表されていないことに対しての配慮があったものと思われまます。

以上の件について、12月4日開催した全員協議会で議会議員政治倫理条例に伴う審査請求に係る調査特別委員会で報告があり、事実を証明するものがないとの報告がありました。その際にも何ら謝罪もありません。

今回の被害届が出された件については、検察の事情聴取の結果、不起訴処分となりました。

このことも踏まえ、事実確認や何も証拠等がないまま実名を出されたことは名誉を毀損する発言であると判断をいたします。

よって、発言をした堀籠日出子議員に対し、謝罪と発言の訂正を求めるものであります。

動議の理由は以上であります。この動議は、私の議員としての名誉回復のためのものであることを申し添えます。

以上で説明を終わります。

議 長 (馬場久雄君)

以上で提出理由の説明を終わります。

ただいま除斥されております堀籠日出子さんから、地方自治法第117条ただし書きの規定によって、会議に出席して発言をしたいとの申し出がありました。

お諮りします。

この申し出に同意することにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。15番堀籠日出子さんの申し出に同意することに決定いたしました。

お諮りします。

堀籠日出子さんの申し出に同意する方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、堀籠日出子さんの申し出に同意することに決定をいたしました。

堀籠日出子さんの入場を許します。

暫時休憩します。

午後4時09分 休憩

午後4時10分 再開

議長（馬場久雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

15番堀籠日出子さんの発言を許します。こちらでお願いします。

15番（堀籠日出子君）

それでは、ただいまの動議につきまして弁明をさせていただきます。

私は、確かに議長の審査請求受理の件で動議に賛成いたしました。その際、某家故人の火葬に際し、A議員がB議員に対し暴言を浴びせた上、胸ぐらをつかみ取る暴力行為をしたということを確認して賛成討論で申し上げました。この件につきましては、審査請求を出した地域の方からも文面を見せていただき、これは本当なのかなということを感じ取りましたが、たまたま地域の人たちからも、そういう火葬の場でそういう態度をとるといことは、議員の行動に対してはいかかなものかというお話もいただきました。

そして、それまでは私もそんなにわからなかったわけではありますが、被害者の当人からも、こういうことがあって、そして警察のほうに被害届を出したというお話も聞きました。そして、たまたま火葬に参列していた、そして2人の行動を見ていた方にも確認しました。こういうことが本当にあったんですかと。そうしたら、あって、こういうふうに胸を、このようにつかみましたというお話をいただきました。それで、それはまずいよねという話になりまして、そして審査請求をなかなか議長がしなかったということで、じゃあ、控室で説明をしましょうということで説明の場を設けて、その場でも、加害者となる方から突然意見を言わせてくれということで、俺は何もやっていない、あれはこうだというお話をいただいたときに、ああ、やっぱり本人から言うのって、そうなのかなと思いました。そして後日、俺はここはつかんでいない、ここをつかんだんだというお話も、本人からも話をされました。

そんな中で、私はやはりどんな状態にあるにせよ、そういう行動をとったということは、やはり公の場でそういう行動をとるということは、これは議員として本当にとるべき態度ではないというふうに思いましたので、それで控室でのご自分の発言、そういうこともあって、多分議員の皆さんも誰と誰なのかなという事は存じ上げたとお思いますので、私は動議のときの賛成討論として、被害者と加害者の名前を出させていただきました。以上であります。

議 長 （馬場久雄君）

それでは、堀籠日出子さんの退場を求めます。

〔15番堀籠日出子君退場〕

提出者の平渡議員さん、こちらに。ただいまから質疑を受け付けますので。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

挙手する者なし

質疑ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

討論の場合、まず原案に反対者の方から討論していただきます。次に賛成者という形でやらせてもらいます。

原案に反対の発言をお持ちの方、いらっしゃいませんか。

挙手する者なし

では、賛成の立場です。6番門間浩宇君。

6 番 （門間浩宇君）

それでは、私はただいま提出をされている動議に対しまして、賛成の立場から討論をさせていただきます。

先ほど提出者の趣旨説明があつたとおり、今現在においても公表されていない議員の名前を議場という公の場で発言するという事は、議員としての品位に欠ける行為であると思います。

現に、これまで我々議員に対しての議長からの説明や全員協議会においても、名前は一切出されておられません。これは、事実が確認できていない段階での名前は出せないとの判断によるものと思われます。議会で発言をする際は、その内容に責任を持たなければならない、議員としてもいささか軽率であつたと考えるものであります。

よって、この動議に対し賛同するものであります。以上でございます。

議長（馬場久雄君）

ほかに討論はありませんか。

挙手する者なし

ないようですから、これで討論を終わります。

これから堀籠日出子議員に謝罪と発言の訂正を求める動議を採決します。

この採決は、会議規則第82条の規定により、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は私を除いて14名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に3番犬飼克子さん及び4番馬場良勝君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と記載し、反対の方は「反対」と記載願います。白票は、反対とするものとします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

配付漏れなしと認めます。

立会人に投票箱の点検をお願いします。3番議員さんと4番議員さん、お願いします。

点検をお願いしまして、異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

3番犬飼克子さん及び4番馬場良勝君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

投票の結果を報告します。

投票総数 14票

有効投票 14票

無効投票 0票です。

有効投票のうち

賛 成 9票

反 対 5票

以上のとおり、賛成が多数です。したがって、堀籠日出子議員に謝罪と発言の訂正を求める動議は可決されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

堀籠日出子さんの入場を求めます。

入場するまで暫時休憩といたします。

午後4時28分 休 憩

午後4時28分 再 開

議 長 (馬場久雄君)

再開します。

以上で追加日程1は終了いたします。

本日の会議はこれで終了いたします。

会議を閉じます。

令和元年大和町議会12月定例会議を散会とし、休会といたします。

大変長時間にわたりご苦労さまでございました。

午後4時29分 散 会